

奈良市告示第309号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)として次のとおり指定する。

平成27年 4月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 形質変更時要届出区域として指定する区域

奈良市二条大路南四丁目100番12、100番22、100番23、100番28、100番29及び100番30の各一部(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、セレン及びその化合物

(別図は省略し、その図面は奈良市環境部環境政策課に備え置いて閲覧に供する。)